

# 沖縄の特区・地域制度の大幅拡充

沖縄には、他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置がある。平成26年度には、下記の特区・地域制度の抜本的な改善がなされ、使い勝手が大幅に向上した。

## 特 区

## 地 域

### 【経済金融活性化特区】

名護市(H26.4.10付)  
**※知事の申請を受けて総理が指定**

(対象業種)  
 従来の金融業  
**⇒知事の設定する産業に拡大**

※下記の外、**大幅緩和したエンジェル税制の適用あり**

### 【国際物流特区】

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区、うるま・沖縄地区の2カ所  
**※知事が地区指定**

(対象業種)  
 製造業、こん包業、倉庫業等  
**⇒航空機整備業を追加**

### 【情報通信産業振興地域】

#### 【情報通信特区】

那覇・浦添地区、名護・宜野座地区、うるま地区  
**※知事が地区指定**

(対象産業)  
 データセンター、プロバイダ、バックアップセンター等  
**⇒情報通信機器相互接続検証事業を追加**

24市町村  
**※知事が地域指定**

(対象産業)  
 情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等

### 【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】

沖縄県内全域

(観光関連施設)  
 スポーツ・レクリエーション、教養文化、**休養、集会、販売施設**  
**⇒対象施設の床面積要件等を撤廃等**

(産業イノベーション対象業種)  
 製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、商品検査業等

## 措置の概要

### <所得控除(特区のみ)>

**40%、10年間**  
 (右の投資税額控除等との選択制)

※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり

※ 常時使用従業員数要件は大幅に緩和

### <投資税額控除等(特区・地域共通)>

・**投資税額控除:機械等15%、建物等8%**

対象資産の下限取得価額を大幅引下げ  
 (1000万円超⇒100万円超等)

・**特別償却(機械等50%、建物等25%)**

※ **経済金融活性化特区**、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。所得控除、投資税額控除との選択制

### <その他の支援措置>

- ・ 名護市、うるま市等に各種のインキュベーション施設、分譲地・賃貸工場を用意
- ・ 事業税、不動産取得税、固定資産税等の軽減措置
- ・ 沖縄 - 本土間の情報通信費の支援
- ・ 沖縄若年者雇用促進奨励金等の支援
- ・ 沖縄振興開発金融公庫による低利融資

# 沖縄の地域・特区制度の改正について

改正前

改正後

情報地域・特区

## 情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(24市町村)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15% 建物等8% (対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**))

## 情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(3地区)
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間) (①、②選択制)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **10人**以上  
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

## 情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15% 建物等8% (対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**))

## 情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間) (①、②選択制)
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **5人**以上  
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「**情報通信機器の相互接続検証事業**」を追加

物流特区

## 国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: **主務大臣**が指定(4地区)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置15% 建物等8% (①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**))  
②特別償却(機械及び装置50% 建物等25%)  
③事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **20人**以上  
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

## 国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: **沖縄県知事**が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置15% 建物等8% (①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**))  
②特別償却(機械及び装置50% 建物等25%)  
③事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間)
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **15人**以上  
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「**航空機整備業**」を追加

金融特区

## 金融業務特別地区

- 地域指定: **主務大臣**が指定(1市(名護市))
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15% 建物等8% (①、②選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**))  
②事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間)
- 事業者認定: **主務大臣**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **10人**以上  
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

経済金融特区

## 経済金融活性化特別地区

- 地域指定: 総理大臣が県からの申請に基づき、1地区を指定(名護市)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15% 建物等8% (①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 **100万円超**))  
②特別償却(機械及び装置等50% 建物等25%)  
③事業認定を受けた法人の所得控除(40% 10年間)  
④指定を受けた株式会社の出資に係るエンジェル控除
- 事業者認定: **沖縄県知事**が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 **5人**以上 等
- ※対象業種は、「**沖縄県知事が計画を作成して設定(総理が認定)**」

# 沖縄の地域・特区制度の改正について

改正前

改正後

観光地域

## 観光地形成促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置： 投資税額控除(機械及び装置15%、建物等8%)
- 要件：
  - ・対象資産の下限取得価額条件 **5000万円超**
  - ・**建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合が2分の1以上**
  - ・**構築物に係る取得価額の全体に占める割合が2分の1以上**
- 対象施設： スポーツ・レクリエーション施設  
教養文化施設、休養施設  
集会施設、販売施設  
**※宿泊施設は対象外**

## 観光地形成促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置： 投資税額控除(機械及び装置15%、建物等8%)
- 要件：
  - ・対象資産の下限取得価額条件 **1000万円超**
  - ・**左記の要件廃止**
  - ・**左記の要件廃止**
- 対象施設： スポーツ・レクリエーション施設  
教養文化施設、休養施設  
集会施設、販売施設  
**※宿泊施設内の休養施設(温泉保養施設等)、  
集会施設を対象に追加**

産業イノベーション地域

## 産業高度化・事業革新促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置：
  - ・投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
  - ・**特別償却(機械及び装置等34%、建物等20%)**
- 要件： 対象資産の下限取得価額：**500万円超**

## 産業高度化・事業革新促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置：
  - ・投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
  - ・**特別償却(機械及び装置等34%、建物等20%)**
- 要件： 対象資産の下限取得価額条件：**100万円超**
- ※投資税額控除等の対象資産に**開発研究用の器具及び備品を追加**